

○長門市サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付要綱

(令和 4 年 10 月 31 日告示第 158 号)

改正 令和 5 年 5 月 12 日告示第 90 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、長門市補助金等の交付手続等に関する規則(平成 20 年長門市規則第 46 号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、市内の空き施設及び空き家等に、市外の情報関連企業等の本社及びサテライトオフィス(以下、「サテライトオフィス等」という。)を誘致し、雇用の場づくりや多様な人材の交流を通じた地域の活力創出を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 3 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報関連企業等 日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改訂)における大分類により情報通信業を行う法人事業者又は個人事業者(以下「企業等」という。)をいう。
- (2) 本社 商業登記簿法(昭和 38 年法律第 125 号)第 6 条に規定する商業登記簿に登記された本社をいう。
- (3) 本社機能 全社的な業務又は複数の事業所に対する業務を行う機能をいう。
- (4) サテライトオフィス 企業が本拠から離れた場所に、専ら業務を行う事務所として設置され、かつ情報通信技術を活用し、テレワークができるよう整備された事務所をいう。
- (5) 常用雇用者 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定に基づく被保険者であり、期間の定めのない労働契約を締結し、1 週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等(37 時間以上)である者をいう。

(補助対象者)

第 4 条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 本社が市外に所在する法人事業者又は市外に事業所等を有する個人事業者であること。
- (2) 情報関連企業等又は市長がサテライトオフィス等誘致によって地域の活力創出が見込まれるものと認める者であること。
- (3) 市内に、支社、営業所、工場その他これらに類する事業所を有さず、かつ、1年以上同種の事業等を営んでいること。
- (4) 企業等が個人事業者の場合は、過去3年間の平均年間所得が600万円以上であるか、その所得が見込まれること。
- (5) 第9条第1項に規定する補助金の交付決定に市長が付す条件について、誓約すること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 国税又は地方税の滞納がある者
 - イ 代表者又は役員が長門市暴力団排除条例(平成23年長門市条例第14号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく営業の許可又は届出を要する事業を行う者
 - エ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者
 - オ 法令又は公序良俗に反すると認められる行為を行う者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号の全てを満たす事業とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業であること。
 - ア オフィス整備事業 補助対象者が市内の空き施設又は空き家等にサテライトオフィス等を新規に設置する事業
 - イ オフィス運営事業 補助対象者が市内の空き施設又は空き家等を活用してサテライトオフィス等を運営する事業
- (2) サテライトオフィスの場合は、サテライトオフィスで主として行う業務が、次のいずれかに該当すること。

ア 本社機能(調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のいずれかに限る。)の一部を行うバックオフィス業務

イ 情報システム等の開発・運営・管理等を行う業務

ウ 各種設計、デザイン、編集等を行う業務

エ e ビジネス、e ラーニング等インターネットを活用した業務

オ 新製品の研究開発等を行う業務

カ アからオに掲げる業務のほか、市長が認める業務

(3) 市の他の補助事業(長門市企業立地促進条例(平成 27 年長門市条例第 33 号)に基づく企業立地奨励金の奨励措置を除く。)の適用を受けていない事業であること。

(補助対象経費等)

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費であって、別表第 1 補助対象経費の欄に定める経費とする。ただし、他の補助金の適用を受ける場合において、その補助対象経費は、他の補助金が適用されない経費とする。

2 補助金の額は、前項の補助対象経費を合算した額に別表第 1 に定める補助率を乗じて得た額とし、別表第 1 に定める補助限度額を限度とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、それを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 7 条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める日までにサテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付申請書(別記様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行うにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請書を提出しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第 8 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、決定事項及び交付金額をサテライトオフィス等誘致促進事業補助金交付決定通知書(別記様式第 2 号)により、又は、適当でないと認めるときは、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金不交付決定通知書(別記様式第 3 号)により、申請者に対し、それぞれ通知する。

(交付の条件)

第 9 条 市長は、前条第 1 項により補助金の交付を決定するに当たっては、別表第 2 に掲げる事項を条件として付すものとする。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、当該補助金の交付の目的を達成するために必要な事項を条件として付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第 10 条 第 7 条の補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から 20 日以内(市長が別に期間を定めたときは、その期間内)に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助事業の変更等に係る承認の申請)

第 11 条 補助事業者は、計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとするときは、あらかじめ、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金計画変更承認申請書(別記様式第 4 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の 2 割以上に及ぶ変更

(2) 事業の施行地の変更

(3) 施設の主要構造又は主要機能の大幅な変更

(4) その他計画の内容の大幅な変更

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金中止(廃止)承認申請書(別記様式第 5 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。)は、補助事業を完了した日から起算して 20 日を経過した日又は補助金交付決定があった年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金実績報告書(別記様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告書の提出に当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、当該補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金交付額確定通知書(別記様式第 7 号)により当該補助事業者へ通知する。

(補助金の交付)

第 14 条 補助金は前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、サテライトオフィス等誘致促進事業補助金精算(概算)払請求書(別記様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は前項の請求書を受理したときは、30 日以内に補助金を交付する。

(是正のための措置)

第 15 条 市長は、第 12 条の実績報告書の提出があった場合において、当該補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これに適合させるため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 第 13 条の規定は、補助事業者が前項の規定により命ぜられた措置の実施を完了した場合について準用する。

(決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前 2 号のほか、この告示、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の交付があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 13 条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払により交付されているときは、当該補助事業者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(別記様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第 18 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)で次に掲げるものを市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 取得価格又は効用の増加した額が 1 台につき 50 万円以上の機械及び器具
(補助金等の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。)

- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に該当する場合には、補助事業者は、同項に規定する承認を受けずに取得財産等を処分することができる。
- (1) 補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合
- (2) 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数をいう。)の期間(市長が別に期間を定めるときは、その期間)を経過した場合
- (関係書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備しておかなければならない。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月31日から施行する。

附 則(令和5年5月12日告示第90号)

この告示は、令和5年5月12日から施行する。

別表1(第6条関係)

対象経費・補助率等

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	適用期間等
オフィス整備	1,500千円以上の施設整備費(建屋等の改修費、備品購入費、通信回線設置費、不動産仲介手数料及び礼金等)	2/3以内	25,000千円	開設決定から本格操業開始半年以内
オフィス運営	不動産賃借料(家賃・駐車場等)	2/3以内	3年目まで 年1,200千円 4年目 年 600千円 5年目 年 300千円	操業開始から5年以内

	通信回線使用料	3 年目まで 年 2,000 千円 4 年目 年 1,000 千 円 5 年目 年 500 千円	
	通信機器等リース料	3 年目まで 年 500 千 円 4 年目 年 250 千円 5 年目 年 120 千円	

備考

- 1 建屋等の改修費について、一つの建物が業務に必要な事務所等の用と社員等の住居の用に供されている場合においては、その用途の異なるごとに区分し、社員等の住居部分は補助対象外とする。なお、建物の主たる構造部分など区分できない場合においては、面積按分により補助対象経費を算出する。
- 2 補助限度額は、事業の実施が複数年度にわたる場合、年度を越えた合計額とする。
- 3 開設決定とは、市と企業等が締結する進出協定、サテライトオフィス等開設の対外的表明その他サテライトオフィス等開設の意思決定がなされたと認められる事項をいう。
- 4 不動産賃借料、通信回線使用料及び通信機器等リース料は、操業開始日の属する月分から算定する。
- 5 操業開始日は、市内に住民票のある従業員が常駐して業務を開始していることを要件として、企業等が定めた日をいう。

別表第 2(第 9 条関係)

条件

区分	条件
共通	①補助金を目的以外に使用しないこと。 ②市と進出に係る協定等が締結された日から 6 箇月以内に業務を開始すること。

	③市内に開設したオフィスにて、引き続き従前の事業活動を5年以上行うこと。 ④本市に住民票を有する会社常勤役員又は常用雇用者が1名以上常駐し、次のいずれかを満たすこと。 （ア）市内に住民票のある者を新規雇用した場合、6箇月以上の勤務（協定締結前の準備期間を含める。以下同じ。）させること。 （イ）市外本社等の会社常勤役員又は常用雇用者が、人事異動により市内に移転した場合は、住民票を異動後、1年以上の勤務させること。 ⑤災害、倒産その他市長がやむを得ないと認める場合を除き、補助事業者の都合により雇用者の大規模な解雇を実施したとき、又は操業開始日以後5年以内に事業を中止し、又は廃止したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。 ⑥補助金に係る経理について、その収支の事実等を明確にした証拠書類を整理し、かつ、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならないこと。 ⑦事業報告など補助事業に関し必要な報告を求められたときは、報告書を提出しなければならないこと。 ⑧法令その他の関係法規を遵守するとともに、補助対象事業に関して市長の指示及び命令事項を確実に履行すること。
オフィス整備	①オフィス整備に係る補助金申請額が1,000万円を超える場合は、市内に住民票のある会社常勤役員又は常用雇用者が、操業開始の日から1年以内に、交付の対象となるオフィスに3人以上が常駐する企業等であること。 ②オフィスを賃貸借契約により賃借し整備する場合、退去時に原状回復義務を果たすこと。
オフィス運営	①操業開始日から3年を超えて運営に係る補助を受ける場合は、市内に開設したオフィスに常駐し、従前の事業活動を引き続き8年以上行うこと。

様式第1号(第6条関係)

サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第8条関係)

サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第8条関係)

サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 11 条関係)

サテライトオフィス等誘致促進計画事業補助金変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 11 条関係)

サテライトオフィス等誘致促進事業補助金中止（廃止）承認申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 12 条関係)

サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 13 条関係)

サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金交付額確定通知書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 14 条関係)

サテライトオフィス等誘致促進事業費補助金精算（概算）払請求書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 17 条関係)

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

[別紙参照]